

第36条様式（第2条関係）

公 示 送 達 書

鎌ヶ谷市公告 第100号
令和8年8月31日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

下記の者に係る書類を地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。この書類は市長が保管しており、受領権限を有する者には、いつでも交付します。

なお、書類は、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき送達があったものとみなされます。

記

氏 名 又 は 名 称	根 拠 法 令	備 考
飯塚 正人	国税徴収法第54条	
飯塚 正人	国税徴収法第54条	
村上 明姫	国税徴収法第54条	
亀岩 雄樹	国税徴収法第54条	
亀岩 雄樹	国税徴収法第82条 第2項	
瀬尾 拓磨	地方税法第458条	
宮田 則夫	地方税法第371条第1項、第702条の8第 5項	
山田 愛奈	地方税法第329条第1項、第335条	
武藤 慎哉	地方税法第329条第1項、第335条	

武藤 慎哉	地方税法第329条第1項、第335条	
武藤 慎哉	地方税法第329条第1項、第335条	
武藤 慎哉	地方税法第329条第1項、第335条	
武藤 慎哉	地方税法第329条第1項、第335条	